

島根労働局発表
平成28年2月29日

担当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田幸次 主任監察監督官 白名 弘 (直通電話) 0852-31-1156

平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表 ～監督を実施した県内事業場の7割以上に法違反を勧告～

島根労働局（局長：古田 宏昌^{ふるた こうしょう}）では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたのでお知らせします。

今回の重点監督は、長時間にわたる過重な労働による脳・心臓疾患等に係る労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約76%に当たる41の事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

島根労働局では今後も、月100時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【重点監督の結果のポイント】

1 重点監督の実施事業場：54事業場

このうち、41事業場（75.9%）で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容[1のうち法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

(1) 違法な時間外労働があったもの：20事業場（37.0%）[表1、表6参照]

うち、時間外労働（※1）の実績が最も長い労働者の時間数が

- ・月80時間を超えるもの：12事業場（60.0%）
- ・月100時間を超えるもの：5事業場（25.0%）
- ・月150時間を超えるもの：2事業場（10.0%）

(2) 賃金不払残業があったもの：4事業場（7.4%）[表1参照]

(3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：5事業場（9.3%）[表1参照]

3 主な健康障害防止措置に係る指導の状況

[1のうち健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

(1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの ：34事業場（63.0%）[表4参照]

うち、時間外労働を月80時間以内（※2）に削減するよう指導したもの：17事業場（50%）

(2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの ：9事業場（16.7%）[表5参照]

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。